

## 農地パトロール全市一斉調査実施について

農地パトロールについては、利用状況調査、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査と併せて、農業委員会で日常的に取り組んでいます。10月には全市一斉調査を予定していますのでご協力をお願いします。

これらの調査により確認・把握する事項は、次のとおりです。

- ① 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地<農地法第30条第3項第1号の農地>
- ② その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地<農地法第30条第3項第2号の農地>
- ③ 無断転用農地、産業廃棄物の投棄等の不適切な農地の利用
- ④ 農地法等の許可案件の履行状況
- ⑤ 農業経営基盤強化促進法による利用権設定農地の利用状況
- ⑥ 相続・贈与税納税猶予制度適用農地の利用状況
- ⑦ 市町村と農業委員会が共同で行う「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」における現地調査の調査内容とされている事項 など。

## ボウリング大会にご参加ください

今年で14回目の「農業委員会主催地区対抗ボウリング大会」を**11月25日(水)に開催**します。終了後には懇親会も予定していますので、ぜひご参加ください。

申し込み方法等の詳細は折り込みのチラシをご覧ください。



## 農業者年金に加入しませんか

**60歳未満**の国民年金の**第一号被保険者**で、**年間60日以上農業に従事**していれば加入することができます。(経営者だけでなく夫婦や親子でそろって加入することができます。)



認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手は、**最大で20年の国庫補助**を受け、**保険料は社会保険料控除の対象となる**ため税制面においてもおきなメリットがあります。

詳細は農協(54-3181)、農業委員会事務局(54-2121内線354)までお問い合わせください。

## 市内の小学校で稲刈り体験が行われました

9月に中央小学校、砂川小学校、空知太小学校の稲刈り体験がそれぞれ行われました。

立派に育った稲を一生懸命刈ってる姿が印象的でした。子どもたちにとっては貴重な体験になったのではないのでしょうか。



【写真：空知太小学校】